

第1章

調査件数激減も不正発見割合は上昇 新型コロナウイルス下での 税務調査の 状況と今後の動向

【この章のエッセンス】

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、税務調査の執行状況も激変し、調査法人の執務状況にあわせて、リモートでのヒアリング等が行われることも普通となった。
- 支店調査、反面調査等、機動的な調査は見合わせている模様である。
- 調査件数は激減しており、昨事務年度は例年の4分の1まで減少している。
- 税務調査におけるDXへの取組みの状況としては、資料情報分析のAI化の促進による効率的な調査選定の実施、国税内部でも機器を整備しリモート調査体制の準備、納税者からの資料提出におけるe-Taxの活用等が挙げられる。

2020年から感染が広まり始めた新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という)の影響を受け、わが国の税務調査もその執行に大きな変化がみられることとなった。本章では、新型コロナが税務調査

の執行に与えた影響、税務調査におけるDXへの取組みの状況について概観するとともに、昨今の税務調査における特筆すべきポイントおよび今後の動向を解説していくこととする。

新型コロナウイルス関係

新型コロナウイルスの影響下での 税務調査の執行状況

東京都を例にとると、新型コロナウイルス対策として、次のように、緊急事態宣言が4回、まん延防止等重点措置が2回発令されている。

- ① 2020年4月7日～5月25日
- ② 2021年1月8日～3月21日

- ③ (2021年4月12日～4月24日)
 - ④ (2021年4月25日～6月20日)
 - ⑤ (2021年6月21日～7月11日)
 - ⑥ (2021年7月12日～9月30日)
- ※ かつこ書きはまん延防止等重点措置の期間

次より、国税当局の税務調査の執行状況を事務年度ごとに概観する。

令和元事務年度 (2019年7月～ 2020年6月)

2020年の春ごろまでは、新型コロナウイルスの影響はあまりなく通常どおりの税務調査が行われてきた。しかし、その後急速に新型コロナが広まり、税務調査のやり方も少し慎重になってきていたが、同年4月7日に緊急事態宣言が発令されるに至り、一切の税務調査が中断された。

その後5月25日に緊急事態宣言が解除されると、仕掛中だった調査が再開され、事務年度が終了する6月末に向けて、仕掛中の調査の多くは急ぎ終結された感があった(それでも例年よりも多くの調査が仕掛中として翌事務年度に引き継がれたようではある)。

国税当局では、事務年度が替わると大きな人事異動があり、同じ部門に残る調査官はごく少数である。このため、前年度から繰り越された仕掛事案があると、新担当者がまた一から案件を理解していく必要があるため効率も悪く、会社担当者として同じ説明を何度もやらされることとなり、概して調査官との関係も悪